

# 臓器移植法が、 改正されます。

平成22年1月17日から

臓器を提供する意思表示に併せて、  
親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示できます。

平成22年7月17日から

ご本人の臓器提供の意思が不明な場合も、  
ご家族の承諾があれば臓器提供できるようになります。  
これにより、15歳未満の方からの脳死下での臓器提供も可能になります。

くわしくは、ホームページをご覧ください。

臓器移植

検索



臓器提供の意思は、インターネットで意思登録をするか、意思表示カード・シール、  
健康保険証などの意思表示欄で示すことができます。これまでの意思表示カードなどは、今後も有効です。

意思登録窓口

ホームページ <http://www.jotnw.or.jp> モバイルサイト <http://www.jotnw.or.jp/m>

お問合せ先

社団法人日本臓器移植ネットワーク ☎ 0120-78-1069 携帯電話からは 03-3502-2071

